

## 第5回 関川・保倉川治水対策検討部会

# 関川水系保倉川下流部における 治水対策案の検討の進め方について

令和5年10月31日  
北陸地方整備局 高田河川国道事務所

# 治水対策検討部会での検討の進め方

平成27年～29年

◆平成27年から29年に、関川流域委員会の専門部会として関川・保倉川治水対策検討部会を設立し、治水対策案についてゼロベースでの見直しを検討いただき、保倉川の現行河川整備計画の目標流量に対する治水対策案として、「放水路案」が優位であることを確認し、平成29年7月に第19回関川流域委員会へ検討結果を報告した。  
(基準地点松本の目標流量を $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 、このうち放水路流量を $700\text{m}^3/\text{s}$ )

令和5年

◆令和5年7月、関川水系河川整備計画の変更骨子（案）について、気候変動を踏まえた基準地点松本の目標流量を $1,700\text{m}^3/\text{s}$ 、このうち放水路流量を $900\text{m}^3/\text{s}$ にそれぞれ引き上げる案について第24回関川流域委員会で審議頂いた。

治水対策検討部会での検討の進め方

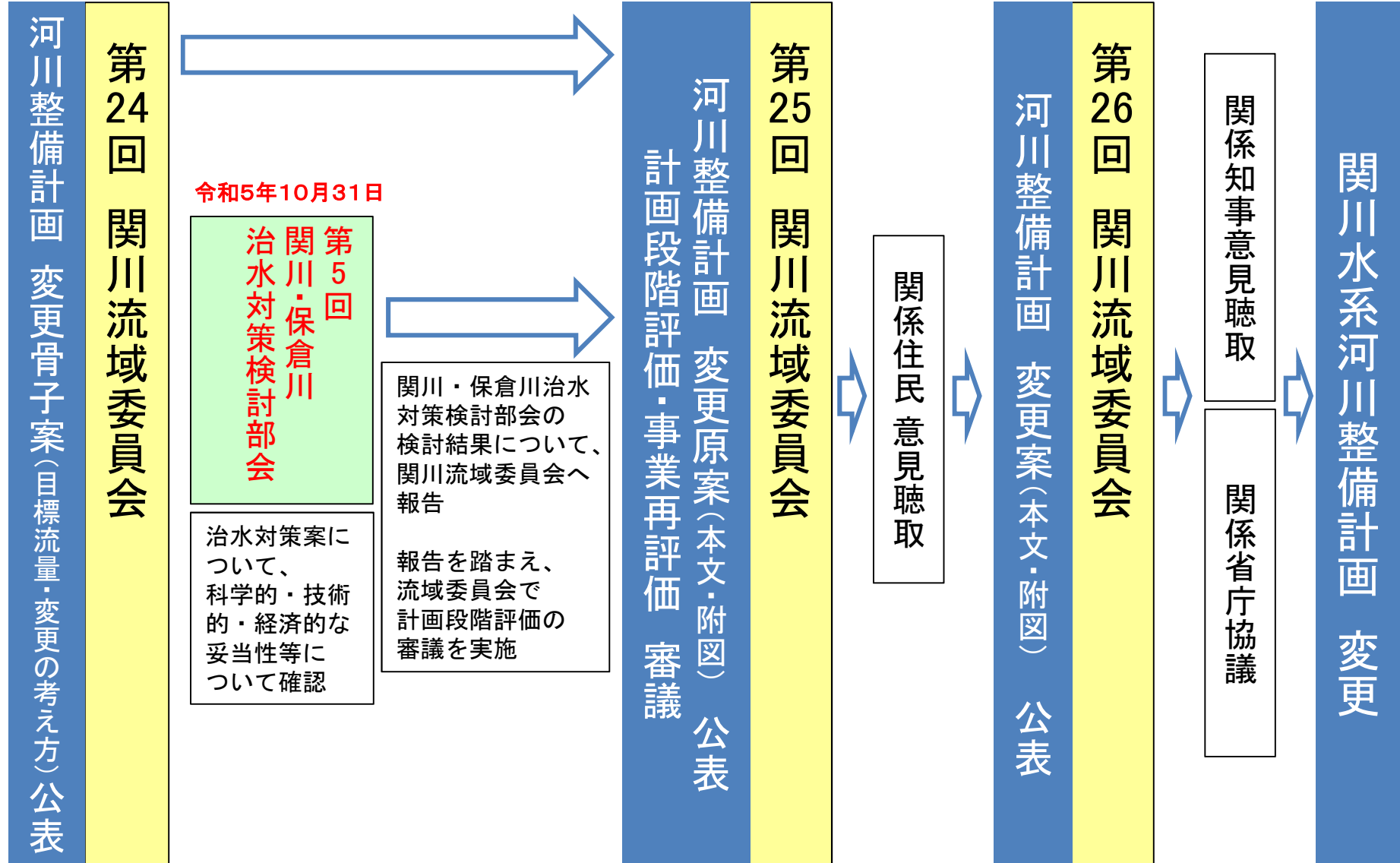
◆上記の目標流量の引き上げに伴い、改めて、治水対策検討部会で、新たな目標流量における保倉川下流部の治水対策案について、放水路及び放水路以外の治水対策を含め検討、ご審議をいただく。

# 今後の進め方について

## 河川整備計画の変更

令和5年7月26日

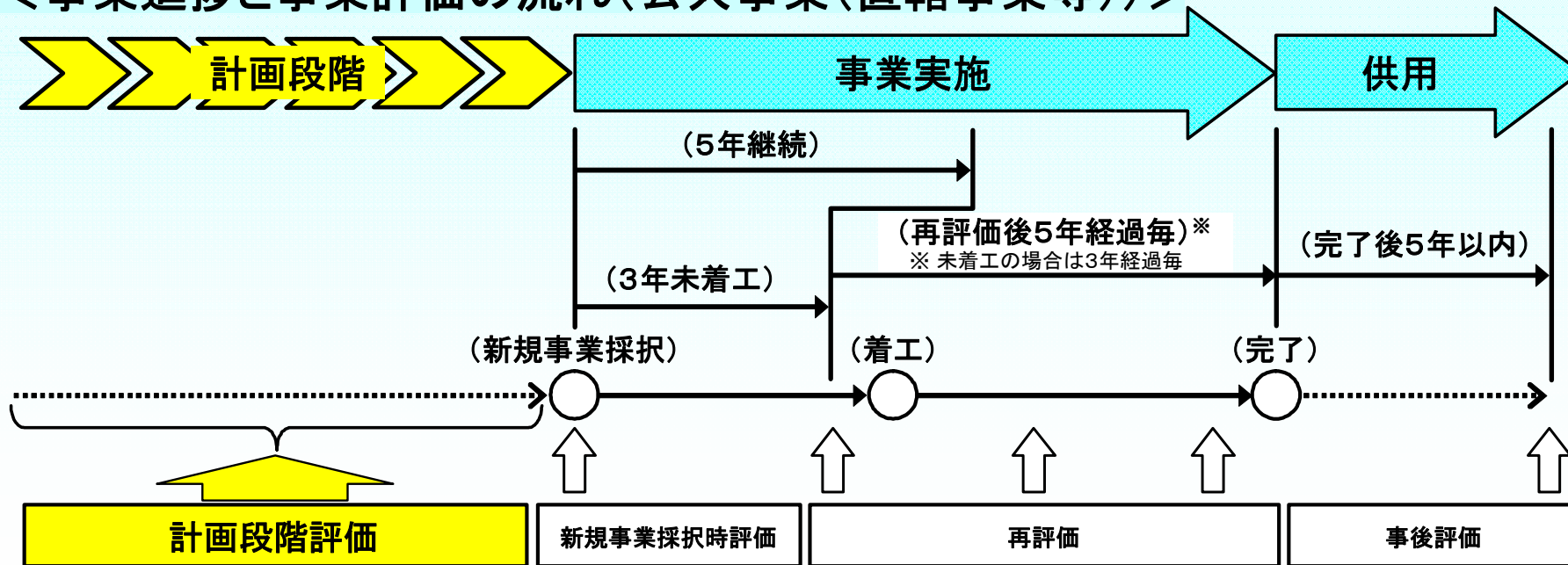
令和5年度内予定



※上記スケジュールは、今後の検討・調整等により変更となる場合があります。 3

# (参考) 事業評価制度について

## <事業進捗と事業評価の流れ(公共事業(直轄事業等))>



### 【計画段階評価】

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

### 【新規事業採択時評価】

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

### 【再評価】

事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

### 【完了後の事後評価】

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

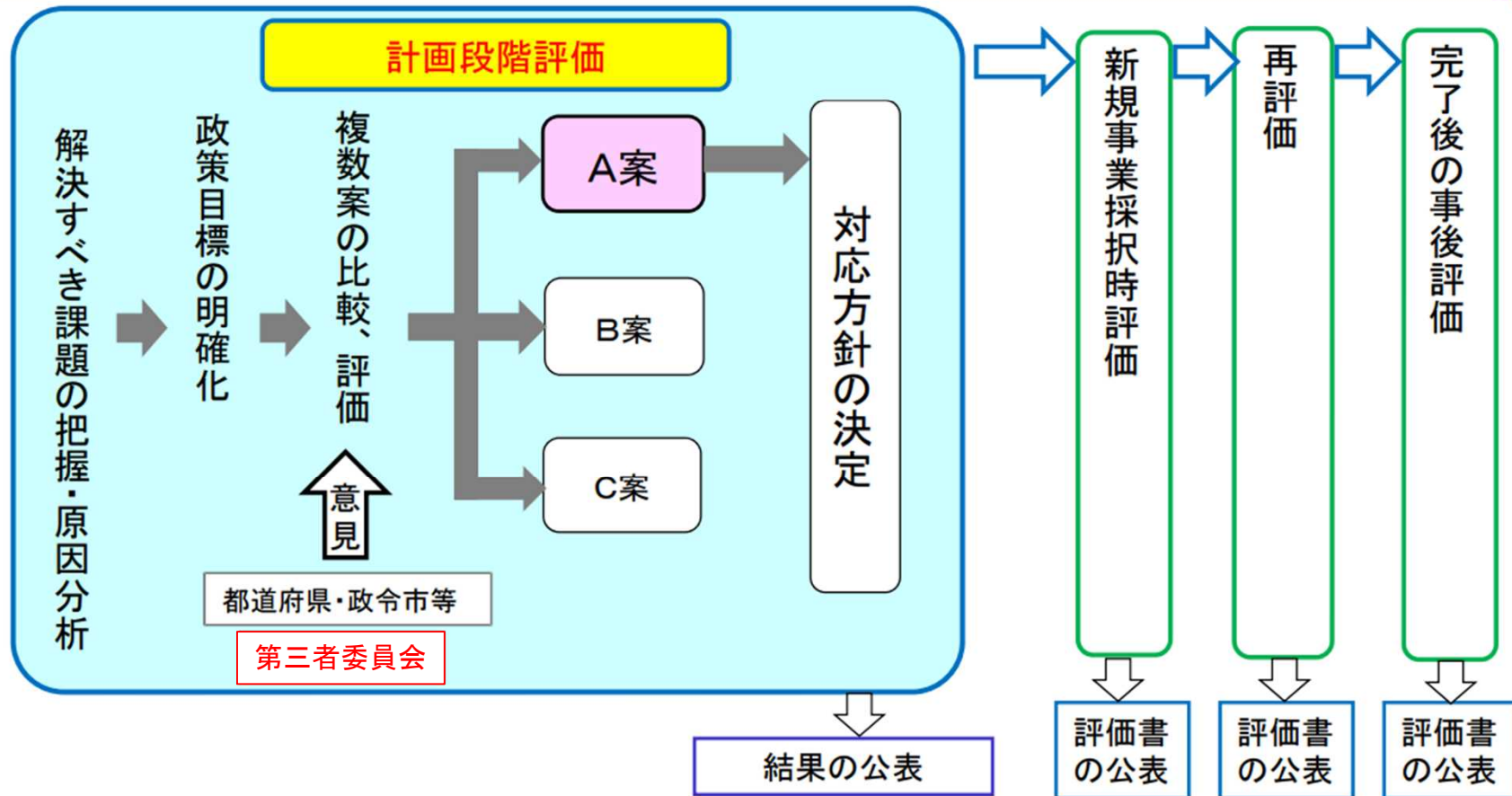
# (参考) 国土交通省所管公共事業の計画段階評価の実施について

## 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取組みとして、計画段階評価を直轄事業等において実施

- 地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施
- 事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証

## 事業評価の流れ



# (参考) 国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領について

## ○対象とする事業及び実施時期

- ・国土交通省が所管する直轄事業等のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除く事業（右表）
- ・評価の実施時期は、新規事業採択時評価の手続きの着手前までとする。

## ○実施手続、結果等の公表

- ・評価の実施主体は本省又は地方支分部局
- ・評価の実施主体は、評価に必要となる資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。本省は、対応方針を決定。
- ・評価を実施した年度末もしくは新規事業採択時評価の手続きの着手前いずれか早い時期までに結果を公表する。

## ○評価手法の策定

- ・事業種別ごとに評価手法を策定する。

## ○評価の視点

- ・解決すべき課題・背景を把握し、原因を分析する。
- ・政策目標を明確化する。
- ・評価項目を設定し、複数案にて比較・評価を実施する。

## <対象とする事業>

所轄部局	対象とする事業
水管理・国土保全局	河川事業 ダム事業 砂防事業 地すべり対策事業
水管理・国土保全局 港湾局	海岸事業
道路局	新設・改築事業
港湾局	港湾整備事業
航空局	港湾整備事業
都市局	都市公園事業

# (参考) 河川事業における計画段階評価について

## ○計画段階評価の対象とする事業の範囲

河川及びダム事業のうち以下の事業を除く全ての直轄事業等を対象とする。

- (1) 河川工作物関連応急対策事業
- (2) 河川維持修繕事業及び堰堤維持事業等維持・修繕に係る事業
- (3) 河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業
- (4) 災害復旧に係る事業

## ○計画段階評価の単位の取り方

河川及びダム事業における計画段階評価の実施単位は、達成すべき政策目標に応じて適切に設けることとする。

## ○評価の実施時期

河川及びダム事業においては、新規事業採択時評価の着手前までに実施することを原則とする。

## ○計画段階評価の実施

河川事業、ダム事業については、当該事業の複数案の比較・評価を行い、学識経験者等から構成される委員会等及び都道府県の意見聴取を経て、河川整備計画の策定等を行う場合には、評価の手続きが行われたものとする事ができる。

## ○計画段階評価の手法

河川及びダム事業については、原則として以下の項目に基づいて計画段階評価を実施するものとする。

- (1) 流域及び河川の概要
  - ・流域の概要
  - ・河川の概要
  - ・河川整備の経緯等
- (2) 課題の把握、原因の分析
- (3) 政策目標の明確化、具体的な達成目標の設定
  - ① 達成すべき政策目標
  - ② 具体的な達成目標
- (4) 複数案の提示、比較、評価

本項目においては、政策目標に応じて幅広い複数案を検討することとする。案が多い場合には、概略評価を行い2～5案程度を抽出して総合評価を行うこととする。

・平成30年3月30日施行「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」

・平成25年4月1日施行「河川及びダム事業の計画段階評価実施要領細目」

より抜粋